

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年4月16日提出
【計算期間】	第8期中(自 2024年7月17日至 2025年1月16日)
【ファンド名】	JP 4 資産均等バランス
【発行者名】	JP投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相田 雅哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号
【事務連絡者氏名】	佐藤 伸也
【連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号
【電話番号】	03-6262-5743
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

【JP4資産均等バランス】

以下の運用状況は2025年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	59,834,454,689	99.47
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		320,074,501	0.53
合計(純資産総額)		60,154,529,190	100.00

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年7月17日)	478	478	1.0263	1.0263
第2計算期間末 (2019年7月16日)	2,156	2,156	1.0226	1.0226
第3計算期間末 (2020年7月15日)	4,521	4,521	1.0617	1.0617
第4計算期間末 (2021年7月15日)	8,850	8,850	1.2420	1.2420
第5計算期間末 (2022年7月15日)	14,519	14,519	1.2644	1.2644
第6計算期間末 (2023年7月18日)	24,559	24,559	1.3929	1.3929
第7計算期間末 (2024年7月16日)	47,854	47,854	1.6653	1.6653
2024年1月末日	34,254		1.5077	
2月末日	37,447		1.5530	
3月末日	39,964		1.5880	
4月末日	41,397		1.5847	
5月末日	43,566		1.5976	
6月末日	46,361		1.6452	
7月末日	47,254		1.6043	
8月末日	48,341		1.5830	
9月末日	50,469		1.6013	
10月末日	53,458		1.6381	
11月末日	54,685		1.6272	
12月末日	58,168		1.6731	
2025年1月末日	60,154		1.6603	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年10月18日～2018年7月17日	0.0000
第2期	2018年7月18日～2019年7月16日	0.0000
第3期	2019年7月17日～2020年7月15日	0.0000
第4期	2020年7月16日～2021年7月15日	0.0000

第5期	2021年 7月16日～2022年 7月15日	0.0000
第6期	2022年 7月16日～2023年 7月18日	0.0000
第7期	2023年 7月19日～2024年 7月16日	0.0000
当中間期	2024年 7月17日～2025年 1月16日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	2.63
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0.36
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	3.82
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	16.98
第5期	2021年 7月16日～2022年 7月15日	1.80
第6期	2022年 7月16日～2023年 7月18日	10.16
第7期	2023年 7月19日～2024年 7月16日	19.56
当中間期	2024年 7月17日～2025年 1月16日	1.54

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【JP4資産均等バランス】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2017年10月18日～2018年7月17日	550,627,423	84,282,310
第2期	2018年7月18日～2019年7月16日	2,084,177,626	441,671,760
第3期	2019年7月17日～2020年7月15日	2,588,358,820	438,567,746
第4期	2020年7月16日～2021年7月15日	3,479,724,208	612,250,508
第5期	2021年7月16日～2022年7月15日	5,001,050,739	644,117,527
第6期	2022年7月16日～2023年7月18日	7,260,747,856	1,111,638,189
第7期	2023年7月19日～2024年7月16日	13,325,592,700	2,220,412,226
当中間期	2024年7月17日～2025年1月16日	8,124,314,106	1,448,755,262

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3 【ファンドの経理状況】

JP 4 資産均等バランス

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間（2024年7月17日から2025年1月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任あづさ監査法人による中間監査を受けております。

【JP4資産均等バランス】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 2024年 7月16日現在	第8期中間計算期間末 2025年 1月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	357,134,568	553,565,125
投資信託受益証券	47,574,380,278	57,604,286,723
未収入金	-	34,000,000
未収利息	97	1,668
流動資産合計	47,931,514,943	58,191,853,516
資産合計	47,931,514,943	58,191,853,516
負債の部		
流動負債		
未払解約金	54,094,674	97,925,625
未払受託者報酬	4,386,442	5,746,231
未払委託者報酬	16,997,418	22,266,580
その他未払費用	1,173,359	730,695
流動負債合計	76,651,893	126,669,131
負債合計	76,651,893	126,669,131
純資産の部		
元本等		
元本	28,737,339,106	35,412,897,950
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	19,117,523,944	22,652,286,435
(分配準備積立金)	9,033,898,059	8,635,237,411
元本等合計	47,854,863,050	58,065,184,385
純資産合計	47,854,863,050	58,065,184,385
負債純資産合計	47,931,514,943	58,191,853,516

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	第7期中間計算期間 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日	第8期中間計算期間 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月16日
営業収益		
受取配当金	217,000,639	394,318,800
受取利息	-	197,346
有価証券売買等損益	1,865,170,339	962,093,555
営業収益合計	2,082,170,978	567,577,409
営業費用		
支払利息	105,483	-
受託者報酬	3,079,966	5,746,231
委託者報酬	11,934,817	22,266,580
その他費用	529,100	730,695
営業費用合計	15,649,366	28,743,506
営業利益又は営業損失()	2,066,521,612	596,320,915
経常利益又は経常損失()	2,066,521,612	596,320,915
中間純利益又は中間純損失()	2,066,521,612	596,320,915
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	39,453,426	62,201,037
期首剩余金又は期首次損金()	6,926,955,543	19,117,523,944
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,275,170,006	5,021,656,681
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,275,170,006	5,021,656,681
剩余金減少額又は欠損金増加額	383,215,687	952,774,312
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	383,215,687	952,774,312
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金()	10,845,978,048	22,652,286,435

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益
3.その他	約定日基準で計上しております。 当中間計算期間は、前期末が休日のため、2024年7月17日から2025年1月16日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第7期 2024年7月16日現在	第8期中間計算期間末 2025年1月16日現在
1. 中間計算期間の末における受益権の総数	28,737,339,106口	35,412,897,950口
2. 中間計算期間の末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6653円 (16,653円)	1.6397円 (16,397円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2024年7月16日現在	第8期中間計算期間末 2025年1月16日現在
1. 貸借対照表上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(その他の注記)

元本の移動

第7期 自 2023年7月19日 至 2024年7月16日	第8期中間計算期間 自 2024年7月17日 至 2025年1月16日
期首元本額 17,632,158,632円	期首元本額 28,737,339,106円
期中追加設定元本額 13,325,592,700円	期中追加設定元本額 8,124,314,106円
期中一部解約元本額 2,220,412,226円	期中一部解約元本額 1,448,755,262円

(デリバティブ取引に関する注記)

第7期(2024年7月16日現在)

該当事項はありません。

第8期中間計算期間末(2025年1月16日現在)

該当事項はありません。

4 【委託会社等の概況】

(1) 【資本金の額】

2025年1月末現在

資本金	500,000,000円
発行可能株式総数	100,000株
発行済株式総数	20,000株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2025年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	7	4,214

(3) 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)、ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに当事業年度(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

			(単位:千円)	
	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	2	906,464	2	1,154,018
前払費用		8,849		10,360
未収委託者報酬		61,102		76,716
その他		3,372		1,733
流動資産計		979,790		1,242,829
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	8,588	1	7,924
器具備品	1	15,749	1	14,088
無形固定資産				
商標権		719		556
ソフトウェア		-		1,742
投資その他の資産				
繰延税金資産		-		3,866
その他		7,422		7,422
固定資産計		32,480		35,601
資産合計		1,012,270		1,278,430
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,183		1,196
未払金				
未払手数料	2	35,170	2	44,004
その他未払金	2	31,269	2	43,373
未払法人税等		4,991		67,533
流動負債計		72,615		156,107
固定負債				
リース債務		4,464		3,267
固定負債計		4,464		3,267
負債合計		77,079		159,375
純資産の部				
株主資本				
資本金		500,000		500,000
資本剰余金				
資本準備金		500,000		500,000
資本剰余金計		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金		64,808		119,055
繰越利益剰余金		64,808		119,055
利益剰余金計		935,191		1,119,055
株主資本合計		935,191		1,119,055
純資産合計		1,012,270		1,278,430
負債・純資産合計				

(2) 【損益計算書】

	(単位:千円)	
	前事業年度	当事業年度

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

営業収益				
委託者報酬		1,188,330		1,326,157
営業収益計		1,188,330		1,326,157
営業費用				
支払手数料	1	689,337	1	768,693
広告宣伝費		6,474		3,476
調査費				
調査費		164		72
委託調査費		13,769		17,679
委託計算費		54,709		58,978
営業諸雑費				
通信費		7,647		6,467
印刷費		44,143		26,056
協会費		2,026		2,067
営業費用計		818,271		883,491
一般管理費				
給料				
役員報酬	1	59,137	1	59,032
給料・手当	1	92,348	1	92,161
法定福利費		382		336
福利厚生費		264		1,204
業務委託費		5,351		5,610
交際費		28		29
会議費		33		13
旅費交通費		887		2,213
租税公課		9,414		10,154
不動産賃借料		9,410		10,595
固定資産減価償却費		5,009		5,838
消耗品費		1,439		1,025
修繕費		-		3,000
新聞図書費		-		16
支払報酬料		8,777		8,758
諸経費		1,093		341
一般管理費計		193,579		200,332
営業利益		176,479		242,333
営業外収益				
受取利息		0		0
雑収入		-		1
その他の営業外収益		127		-
営業外収益計		127		2
営業外費用				
支払利息		50		57
営業外費用計		50		57
経常利益		176,556		242,277
特別利益				
受取立退料		21,700		-
特別利益計		21,700		-
特別損失				
固定資産除却損		1,770		-
本社移転損失		6,305		-
特別損失計		8,075		-
税引前当期純利益		190,180		242,277
法人税、住民税及び事業税		290		62,279
法人税等調整額		-		3,866
当期純利益		189,890		183,864

(3)【株主資本等変動計算書】

	前事業年度(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)					(単位:千円)	
	株主資本			利益 剰余金	純資産 合計		
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計				
当期首残高	500,000	500,000	500,000	254,699	254,699	745,300	
当期変動額 当期純利益				189,890	189,890	189,890	
当期変動額合計	-	-	-	189,890	189,890	189,890	
当期末残高	500,000	500,000	500,000	64,808	64,808	935,191	

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	純資産合計	
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	64,808	64,808	935,191	935,191
当期変動額 当期純利益				183,864	183,864	183,864	183,864
当期変動額合計	-	-	-	183,864	183,864	183,864	183,864
当期末残高	500,000	500,000	500,000	119,055	119,055	1,119,055	1,119,055

注記事項**(重要な会計方針)****1 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産(リース資産を除く)**

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~18年

器具備品 3~20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 405千円 器具備品 10,484千円 計 10,890千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,069千円 器具備品 15,080千円 計 16,150千円
2 関係会社に対する資産及び負債 (1) 流動資産 預金 201,093千円	2 関係会社に対する資産及び負債 (1) 流動資産 預金 142,533千円
(2) 流動負債 未払手数料 35,168千円 その他未払金 9,126千円	(2) 流動負債 未払手数料 44,000千円 その他未払金 9,244千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 関係会社との取引高 支払手数料 689,297千円 役員報酬 44,137千円 給料・手当 65,348千円	1 関係会社との取引高 支払手数料 768,637千円 役員報酬 44,032千円 給料・手当 65,161千円
2 固定資産除却損 建物 1,285千円 器具備品 485千円 計 1,770千円	2 固定資産除却損 建物 - 千円 器具備品 - 千円 計 - 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)**発行済株式に関する事項**

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)**ファイナンス・リース取引**

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引**リース資産の内容****有形固定資産**

事務機器(器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)**1 金融商品の状況に関する事項****(1) 金融商品に対する取組方針**

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	906,464	906,464	-
(2)未収委託者報酬	61,102	61,102	-
資産計	967,567	967,567	-
(3)未払手数料	35,170	35,170	-
(4)その他未払金	31,269	31,269	-
(5)リース債務(1)	5,647	5,735	87
負債計	72,087	72,175	87

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,154,018	1,154,018	-
(2)未収委託者報酬	76,716	76,716	-
資産計	1,230,735	1,230,735	-
(3)未払手数料	44,004	44,004	-
(4)その他未払金	43,373	43,373	-
(5)リース債務(1)	4,464	4,553	88
負債計	91,841	91,930	88

(1) 1年以内返済予定のリース債務を含めてあります。

注: 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産**(1) 現金・預金及び(2)未収委託者報酬**

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

負債**(3) 未払手数料及び(4)その他未払金**

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(5) リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,183	1,196	1,210	1,223	833	-

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,196	1,210	1,223	833	-	-

(税効果会計関係)**1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

(単位:千円)

		前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産			
税務上の繰越欠損金	(注)1	14,640	-
未払事業税		1,439	3,866
繰延税金資産小計		16,080	3,866
税務上の繰越欠損金に係る			
評価性引当額	(注)1	14,640	-
将来減算一時差異等の合計に係る		1,439	-
評価性引当額		16,080	-
評価性引当額小計		-	3,866
繰延税金資産合計		-	3,866
繰延税金資産の純額		-	3,866

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(a)	-	-	-	14,640	-	-	14,640
評価性引当額	-	-	-	14,640	-	-	14,640
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(a)	-	-	-	-	-	-	-
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
評価性引当額の増減	30.63%	6.64%
住民税均等割	0.15%	0.12%
その他	0.00%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.15%	24.11%

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、单一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)**1 セグメント情報**

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)**(1) サービスごとの情報**

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	人件費の支払 事務代行手数料の支払	76,099 689,297	その他未払金 未払手数料	6,396 35,168
その他の関係会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	33,386	その他未払金	2,729
その他の関係会社の子会社	野村アセットマネジメント(株)	東京都江東区	171	投資助言・代理業及び投資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	42,000	その他未払金	-

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	人件費の支払 事務代行手数料の支払	75,793 768,637	その他未払金 未払手数料	6,539 44,000

その他の関係会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	33,399	その他未払金	2,705
その他の関係会社の子会社	野村アセツトマネジメント(株)	東京都江東区	171	投資助言・代理業及び投資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	42,000	その他未払金	-

(注)1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

(2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

親会社及び法人主要株主等に含めて開示しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

(1) 株当たり情報

項目	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	46,759円56銭	55,952円76銭
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	935,191千円	1,119,055千円
普通株式に係る期末の純資産額	935,191千円	1,119,055千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	9,494円51銭	9,193円20銭
(1株当たり当期純利益額の算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	189,890千円	183,864千円
普通株式に係る当期純利益	189,890千円	183,864千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,255,466	
前払費用	6,754	
未収委託者報酬	67,735	
その他	5,517	
流動資産計	1,335,475	
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	7,593
器具備品	1	11,809
無形固定資産		
商標権	475	
ソフトウェア	2,285	
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,330	
その他	7,422	
固定資産計	32,917	
資産合計	1,368,392	

負債の部	
流動負債	
リース債務	1,203
未払金	
未払手数料	38,591
その他未払金	41,341
未払法人税等	53,098
流動負債計	134,234
固定負債	
リース債務	2,664
固定負債計	2,664
負債合計	136,899
純資産の部	
株主資本	
資本金	500,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	231,493
繙越利益剰余金	231,493
利益剰余金計	1,231,493
株主資本合計	1,231,493
純資産合計	1,231,493
負債・純資産合計	1,368,392

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)	
当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	755,470
営業収益計	755,470
営業費用	
支払手数料	437,504
広告宣伝費	3,853
調査費	
調査費	83
委託調査費	9,664
委託計算費	31,761
営業諸雑費	
通信費	3,481
印刷費	13,884
協会費	1,098
営業費用計	501,331
一般管理費	
給料	
役員報酬	25,111
給料・手当	46,584
法定福利費	181
業務委託費	2,607
交際費	36
旅費交通費	2,143
租税公課	5,436
不動産賃借料	5,243
固定資産減価償却費	1
消耗品費	2,948
支払報酬料	552
諸経費	5,292
一般管理費計	159
96,298	
営業利益	157,841
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益計	0
営業外費用	
支払利息	23
雑損失	0
営業外費用計	24
157,817	
経常利益	
特別利益	
過年度出向負担金精算益	4,479
特別利益計	4,479

税引前中間純利益	162,296
法人税、住民税及び事業税	49,323
法人税等調整額	535
法人税等合計	49,858
中間純利益	112,438

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	119,055	119,055	1,119,055	
当中間期変動額				112,438	112,438	112,438	
中間純利益					112,438	112,438	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	112,438	112,438	112,438	
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	231,493	231,493	1,231,493	

注記事項

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~18年

器具備品 3~20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,404千円
器具備品	17,360千円
計	18,764千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	2,610千円
無形固定資産	338千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
-------	---------	----	----	----------

普通株式	20,000株	-	-	20,000株
------	---------	---	---	---------

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

事務機器(器具備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

(金融商品の時価等に関する事項)

中間貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間(2024年9月30日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,255,466	1,255,466	-
(2) 未収委託者報酬	67,735	67,735	-
資産計	1,323,202	1,323,202	-
(3) 未払手数料	38,591	38,591	-
(4) その他未払金	41,341	41,341	-
(5) リース債務(1)	3,867	3,957	89
負債計	83,800	83,890	89

(1) 1年内返済予定のリース債務を含めてあります。

注: 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

負債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(5) リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	61,574円67銭
1株当たり中間純利益	5,621円90銭
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書の中間純利益	112,438千円
普通株式に係る中間純利益	112,438千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注)潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JP投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JP投信株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠してい

るかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年4月7日

JP投信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJP4資産均等バランスの2024年7月17日から2025年1月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JP4資産均等バランスの2025年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年7月17日から2025年1月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JP投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

JP投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。